

令和7年度

会 計 帳 簿

1 ページ

月日	支出 書 番号	摘 要	収入額	支払額	残額	費 目							
						研修会・ 会議費	資料購入及 び作成費	広報費	使用料及 び借上料	通信運搬費	旅費及び 交通費	事務雑費	会派共用費
4 15	0001	政務活動費（4～6月分）	210,000		210,000								
5 7	0002	コピー代		1,880	208,120		1,880						
5 31	0003	コピー代（5月分）		31,990	176,130		31,990						
5 31	0004	印紙代（5月分）		2,400	173,730		2,400						
6 30	0005	コピー代（6月分）		6,680	167,050		6,680						
7 8	0006	コピー代（4～6月分）		2,160	164,890		2,160						
7 15	0007	政務活動費（7～9月分）	210,000		374,890								
7 31	0008	コピー代（7月分）		3,980	370,910		3,980						
8 20	0009	市政報告印刷代		228,130	142,780			228,130					
9 5	0010	市政報告ポスティング代		348,156	-205,376			348,156					
9 30	0011	コピー代（9月分）		280	-205,656		280						
10 8	0012	コピー代（7～9月分）		2,875	-208,531		2,875						
10 15	0013	政務活動費（10～12月分）	210,000		1,469								
11 21	0014	コピー代（11月分）		1,500	-31		1,500						
12 25	0015	コピー代（12月分）		11,660	-11,691		11,660						
1 8	0016	コピー代（10～12月分）		1,055	-12,746		1,055						
1 15	0017	政務活動費（1～3月分）	210,000		197,254								
1 31	0018	コピー代（1月分）		13,530	183,724		13,530						
2 8	0019	研修会受講代		30,000	153,724	30,000							
3 31	0020	コピー代（3月分）		1,100	152,624		1,100						

預金利息	0
------	---

合 計	30,000	81,090	576,286	0	0	0	0	0	687,376
-----	--------	--------	---------	---	---	---	---	---	---------

日付: 2026年4月14日

議員名: 北岡 隆浩

月日	支出 書 番号	摘 要	収入額	支払額	残額	費 目							
						研修会・ 会議費	資料購入及 び作成費	広報費	使用料及 び借上料	通信運搬費	旅費及び 交通費	事務雑費	会派共用費
4	13	0021 コピー代 (1～3月分)		2,140	150,484		2,140						
8	18	0022 預金利息	29		150,513								
2	16	0023 預金利息	32		150,545								
		0024			150,545								
		0025			150,545								
		0026			150,545								
		0027			150,545								
		0028			150,545								
		0029			150,545								
		0030			150,545								
		0031			150,545								
		0032			150,545								
		0033			150,545								
		0034			150,545								
		0035			150,545								
		0036			150,545								
		0037			150,545								
		0038			150,545								
		0039			150,545								
		0040			150,545								

預金利息	61
累 計	61

合 計	0	2,140	0	0	0	0	0	0
累 計	30,000	83,230	576,286	0	0	0	0	689,516

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号 2

会 派 名	無所属	令和7年5月7日 発行
		令和7年度
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 資料購入及び作成費

下 記 の 金 額 を 支 出 す る。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額			¥	1	8	8	0

ただし
コピー代

備 考

・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）
円

支払い額 按分率
円 × / = 円

・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名（

令和7年5月7日

領 収 書

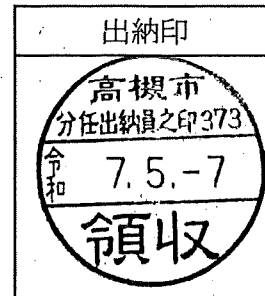
北岡 隆浩 様

金 1, 8 8 0 -

但し、コピー料金 4月28日

上記、金額を領収しました。

高槻市桃園町2番1号
高槻市総務部総務課
電話番号072-674-7686



※ 情報公開のため

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号 3

会 派 名	無所属	令和7年5月31日 発行
		令和7年度
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 資料購入及び作成費

下 記 の 金 額 を 支 出 す る。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額		¥	3	1	9	9	0

ただし

コピー代（5月分）

備 考

・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）

円

支払い額

按分率

円 × / =

円

・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名（

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

③

領 収 書

高槻市出納員
法務カ・ハ・ナ・ス室長
高槻市桃園町二番一号
電話 072-674-7322

2025-05-07 11:33
006819

3046 点 @10
コピー代金 ¥30,460
合計 ¥30,610
お預り ¥150

領 収 書

高槻市出納員
法務カ・ハ・ナ・ス室長
高槻市桃園町二番一号
電話 072-674-7322

2025-05-28 12:07
006817

14 点 @10
コピー代金 ¥140
合計 ¥200
お預り ¥60

※情報公開のため

No. 084265

領 収 証 ・ 払 戻 証 明 書

北岡 隆浩

様

令和7年 5月 7日

¥

1,390

但しコピー代として

- ☒ 上記の通り領収致しました。
☐ 上記の通り払い戻し致しました。

課税対象内訳			
①税率	%	②税込金額	円
		③うち消費税等額	円
①税率	%	②税込金額	円
		③うち消費税等額	円

高槻市芝生町四丁目3番1号

高槻市企業管理者

登録番号:T1800020001094

取扱者



・「③うち消費税等額」の算出式…②税込金額×①税率/(①税率+100)

*ただし、小数点以下の端数については、切捨

例:1ヵ月定期9,240円(税込:10%)の場合 9,240円×10/(10+100)=840円

(印紙税法第五条ニヨリ印紙貼付不要)

3×50×50(タ)

◎金額訂正のもの及び領収印の無いものは無効とする

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号 4

会 派 名	無所属	令和7年5月31日 発行
		令和7年度
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 資料購入及び作成費

下 記 の 金 額 を 支 出 す る 。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額			¥	2	4	0	0

ただし
印紙代（5月分）

備 考

・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）
円

支払い額 按分率
円 × / = 円

・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名（

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

4

領収書
(株)カスタマーリレーション
テレマーケティング
(法務局北大阪支局印紙販売所)

茨木市中村町1番35号
TEL072-636-8121

2025-05-23 15:02
221282

4 点	@600
印紙	¥2,400非
非課税合計	¥2,400
合計	¥2,400
お預り	¥2,500
お釣	¥100

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成4年5月21日	不動産番号	1210000272369
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	高槻市氷室町二丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
8番1	山林	244		余白	
余白	宅地	244	62	②③昭和48年1月8日地目変更 〔昭和48年1月19日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年5月21日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和44年12月19日 第47116号	原因 昭和44年12月5日売買 所有者 高 槻 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年5月21日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年5月23日
大阪法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D33555 (1 / 4)

1 / 1



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成4年5月21日	不動産番号	1210000197223
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	高槻市緑が丘一丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
165番66	山林	185		165番1から分筆 〔昭和52年5月4日〕	
余白	宅地	185	83	②③昭和52年5月7日地目変更 〔昭和52年7月2日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年5月21日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和52年6月13日 第18769号	原因 昭和52年5月7日都市計画法第40条 に基づく帰属 所有者 高 槻 市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年5月21日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年5月23日
大阪法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D33555 (2/4)

1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成4年5月21日	不動産番号	1210000137529
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	高槻市西真上一丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
5番7	宅地	420	66	余白	
余白	余白	296	18	③5番7、5番17に分筆 〔昭和55年6月6日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年5月21日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	明治26年5月27日	原因 明治26年5月27日贈与 所有者 高槻市大字真上財産区 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年5月21日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年5月23日
大阪法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D33555 (3/4)

1/1

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成4年5月21日	不動産番号	1210000136739
所在図番号	余白				
所 在	高槻市西真上一丁目 5番地7			余白	
家屋番号	5番7			余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺2階建	1階	95.81	昭和46年8月31日新築	
		2階	33.12		
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年5月21日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和48年4月28日 第18407号	所有者 〃 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年5月21日
2	所有権移転	平成20年7月23日 第44903号	原因 平成19年10月10日相続 所有者 〃
3	所有権移転	平成24年5月22日 第34459号	原因 平成23年11月10日相続 所有者 〃



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年5月23日
大阪法務局北大阪支局

登記官

田 井 地 か す み

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D33555 (4/4)



1/1

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号

5

会 派 名	無所属	令和7年6月30日 発行					
		令和7年度					
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 資料購入及び作成費					
下 記 の 金 額 を 支 出 す る 。							
金 額	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	6	6	8	0
ただし コピー代（6月分）							
備 考							
・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額） 円							
支払い額 按分率 円 × / = 円							
・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。							
・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。 図書名（							

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

5

領 収 書

高槻市出納員
法務か'ハ'ナズ室長
高槻市桃園町二番一号
電話 072-674-7322

2025-06-10 13:49
007002

316 点	@10
コピー代金	¥3,160
合 計	¥3,160
お 預 り	¥3,210
お 釣	¥50

領 収 書

高槻市出納員
法務か'ハ'ナズ室長
高槻市桃園町二番一号
電話 072-674-7322

2025-06-23 12:58
007082

352 点	@10
コピー代金	¥3,520
合 計	¥3,520
お 預 り	¥5,020
お 釣	¥1,500

※情報公開のため

政 務 活 動 費 支 出 書

		支出書番号	6																
会 派 名	無所属	令和7年7月8日 発行																	
		令和 7 年度																	
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 資料購入及び作成費																	
下 記 の 金 額 を 支 出 す る 。																			
<table><tr><td></td><td>百</td><td>拾</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>円</td></tr><tr><td>金 額</td><td></td><td></td><td>¥</td><td>2</td><td>1</td><td>6</td><td>0</td></tr></table>					百	拾	万	千	百	拾	円	金 額			¥	2	1	6	0
	百	拾	万	千	百	拾	円												
金 額			¥	2	1	6	0												
ただし コピー代（4～6 月分）																			
備 考 ・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額） 円 支払い額 按分率 円 × / = 円																			
・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。 ・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。 図書名（																			

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

6

納入通知書

高槻市

納付者住所・氏名

〒

北岡 隆浩

様

年度

主

管

課

7

議会事務局

調定番号

105609

会計

予算
区分

款

項

目

節

細節

細々節

01

1

90

95

95

95

95

00

節 雑入

細節 雑入

細々節

摘 要 コピー代(4~6月分)

金額

2,160 円

納 期 限

令和 7年 7月31日

上記のとおり納付してください。

令和 7年 7月 4日

高 槻 市 長



領 収 書

上記の金額を領収しました。
高槻市指定金融機関
高槻市指定代理金融機関
高槻市収納代理金融機関

領収書付印
出納

7. 7. 8

りそな銀行
高槻派出
104

(納付者用)

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号

8

会 派 名	無所属	令和7年7月31日 発行
		令和7年度
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 資料購入及び作成費
下 記 の 金 額 を 支 出 す る 。		
金 額	百	拾
		万
		千
		百
		拾
		円
		¥
		3
		9
		8
		0
ただし コピー代（7月分）		
備 考		
・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額） 円		
支払い額 按分率 円 × / = 円		
・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。		
・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。 図書名（		

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

8

領 収 書

高槻市出納員
法務がハナズ室長
高槻市桃園町二番一号
電話 072-674-7322

2025-07-08 15:52
007168

398 点	@10
コピー代金	¥3,980
合計	¥3,980
お預り	¥5,000
お釣	¥1,020

情報公開のため

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号 9

会 派 名	無所属	令和7年8月20日 発行
		令和7年度
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 広報費

下 記 の 金 額 を 支 出 す る。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額	¥	2	2	8	1	3	0

ただし

市政報告印刷代

備 考

・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）

円

支払い額

按分率

円

×

／

＝

円

・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名（

領収書



北岡隆浩 様

取引年月日：2025年08月20日(水)

下記正に領収いたしました。

領収書番号：[REDACTED]

合計金額 (税込) 228,130円

ラクスル株式会社 

10%対象 228,130円 (内消費税: 20,739円)

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ 森JPタワー19F

登録番号：T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
[REDACTED]	チラシ・フライヤー / A4 / 両面カラー / 光 沢紙(コート) / 標準：90kg	110,000 部	207,091 円	出荷予定日: 2025年8月22日 市政報告どう令和7年夏（政 務活動費で作成）

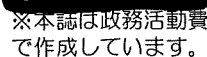
「*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 207,091円 領収書郵送: 300円
小計 (税抜)	207,391円
合計金額 (税込)	228,130円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ (必ずご確認ください)

本書面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム (<https://raksul.com/contact/>) からご連絡ください。



北岡たかひろ

背景は芥川城跡（三好山）からの風景です。

市政報告

【市政報告会】10月13日(月・祝)15時から総合センター3階の生涯学習センター・第3会議室にて。感染症の状況等によっては制限や中止をする可能性もあります。ご了承下さい。参加をご希望の方は、必ず事前にご連絡下さい。

令和6年9月議会～令和7年6月議会での私の質問からピックアップ。裏面もご覧下さい。

■旧統一教会信者が市役所主催の講座の講師に。濱田市長とも面識が（令和7年3月議会）

※以下は議事録からの抜粋ですが、議長が私の発言の一部について取消し命令をしたため、伏字の箇所があります。

先日は、ウッチャンナンチャンの内村光良さんが司会ですね、日本テレビの世界の果てまでイッテQ！という番組がありましたが、旧統一教会系の舞踊団で、お笑いコンビのガンバレルーヤが収録を行ったことが判明して、放送が急遽取りやめになったということがありました。旧統一教会系のものについては、公共の電波には乗せられないという判断がされたわけです。

ところが、高槻市は、講座の講師が信者の方だと私が指摘し、その信者の方を知っている議員に確認したらどうかと提案しても、確認をされませんでした。それどころか高槻の広報誌やホームページに載ったことには大変驚かされました。

[illegible]

信者の方は、濱田市長とも面識があるとおっしゃっておられました。濱田市長は、昨年の12月議会で、私に対して憲法違反の可能性の極めて高い行為をしろと言うのかと、人権侵害をしろと言うのかと、この議会という公の場で激しくなじられましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、その方は自ら信者だということで、ほかの信者の方々も引き連れて、選挙にも携わってこられたわけですね。

[illegible][illegible]

昨年(2019)の12月議会では、石下副市長は、高槻市が旧統一教会や、またその関連団体と一度も接触や面会等をしたことはありませんとおっしゃっていましたが、では、寄附を受けた約10万円は、どのようにして返金したのでしょうか。

[illegible]

接触したのなら、少なくとも接触した方は、信者だと分かっていたはずで、信者だと指摘されているのに講師を依頼し続けるというのは、行政として異常だと思います。旧統一教会のことが社会的に大きな問題となって、政府も解散命令請求をしているのに、高槻市は、信者の方に高槻市主催の講座やセミナーの講師をさせていたと。これでは高槻市と旧統一教会とは、深い関係にあると言われても仕方がないんじゃないでしょうか。濱田市長が議会で答弁されたということは、事情を全て知った上で答弁をされたのだと思います。濱田市長には、大いに責任があると考えております。

高槻市将棋のまち推進条例で固定資産税免除

条例案に謳う「将棋文化」とは何か市は具体的に答弁できず。関西将棋会館が高槻市に来るのは反対ではないが、様々な厚遇の多くはやり過ぎで特にこの条例による固定資産税等の免除は違憲・違法だと考えるので反対だと表明。

葬儀の参列は公務？市長が公用車を常用

市長や副市長の公用車の使用目的や行き先はまったく記録をとっていない。公用車で出かけたまま連絡が取れなくなったらどうするのか。市長等の安全管理上も高槻市の危機管理上も、行き先を公文書に記録すべきと要望。

濱田市長への贈答品ガンバと棋士からも

ガンバ大阪からユニフォームの提供を受けたというが、以前ガンバが市議に観戦チケットを配布したことは政治資金規正法に抵触する恐れと指摘された。棋士からの色紙は、日本将棋連盟に税免除等するのだから不適切ではと指摘。

高槻市80周年記念のステージで在日米軍？

昨年の高槻ジャズストリート「高槻市市制施行80周年記念ステージ」の最初の出演ミュージシャンは在日米陸軍軍楽隊。高槻市の80年とアメリカ軍とは、どういう関係があるのか。政治的意図がなかったのか調査をと要望。

その他の質問

【犯罪被害者等支援条例 やっと高槻市でも制定】相談の窓口の設置のほか、遺族見舞金が50万円、重傷病見舞金と性犯罪被害見舞金が各30万円。民間支援団体と連携・協力。条例の制定は大きな前進だと評価するが、先進自治体の事例を参考にさらに効果的な支援をと要望。

豊中市では朝7時から小学校で児童を見守り

児童が学校に到着しても午前8時まで入れないことも。豊中市では7時に学校の校門を開け児童を体育館などで見守る事業を開始。高槻市でも午前7時に学校の校門を開けて、見守り員を配置し、児童を体育館等で見守るよう要望。

PTA から学校への寄付は寄附採納の手続きを

PTAからの学校へ寄附・寄贈された備品等に関して、教育委員会が把握していないものが多い。寄附採納の手続きがされていないものによって事故が起きたらPTAの責任になるのか。手続きについて各学校に周知徹底をと要望。

市バス運転士の採用は京都市バスと同等に

高槻市バスの運転士は、まず会計年度任用職員（非常勤職員）として3年以上在職しなければ、正規職員への登用の試験を受けることができない。すぐに正規職員として採用する京都市営バスと同じ採用条件にするよう提案。

安満遺跡公園東止まりバス1便の乗客は3人

土日祝のJR高槻～安満遺跡公園東の乗降客が1便平均3人というのは市長肝煎りの路線としては非常に少ない。平均3人はイベント時の乗客も含めた数字なので、この便は廃止し、イベントのときだけ臨時便を出すべきと提案。

その他の質問

【「信長の野望 出陣」の芥川城で三好長慶が】スマートフォンのGPS機能を使ったゲーム「信長の野望 出陣」で、SSR三好長慶がゲットできるスポットが高槻市立しろあと歴史館に。しろあと歴史館では三好長慶に関する常設展示が開始されたのに、歴史館のサイトが昨年3月から更新されていない。更新状況等の確認をと要望。

いじめで摂食障害に重大事態として調査を

11月29日に記者会見のあったいじめの事案。被害生徒は中学2年時にいじめで摂食障害等が悪化。学校側からはいじめに気付かなかったと謝罪があったが、教育委員会は「重大事態」として調査しない。実効性ある取組を要望。

リチウムイオン電池は高槻市役所でも回収を

リチウムイオン電池が原因の市ゴミ収集車両の火災は5年で10件。茨木市や豊中市では、膨張したリチウムイオン電池を回収している。事業者が回収しないものについては、火災予防のためにも、行政が引き受けるべきだと要望。

制服を労働時間外に着替えさせる違法行為

高槻市営バスの緑が丘営業所に、退勤時間までは勤務時間なので私服に着替えてはならないとの掲示が。着替えの時間は判例で勤務時間に含まれるとされており、掲示の内容は違法。訂正と謝罪、着替えの時間の賃金の支払いを要望。

防寒着の規則は生徒の健康等を鑑み適切に

中学校では防寒着の着用について学校ごとに別々のルールが定められているようだが、何よりも子ども達の健康が最優先。画一的な指導ではなく、最近の気候の変化や、個々の状況を見て、適切なきまりを定め、対応をと要望。

その他の質問

【戦国時代の基石の存在を将棋振興のため消去？】江戸時代後期の将棋の駒は盛んに宣伝するのに、芥川城跡から出土した戦国時代の基石のことは、市のHPに何一つ載せず、展示もしなくなったのは不自然。将棋振興のために、基石の存在を、意図的に消し去っているのではと指摘。

大阪・関西万博への学校行事での参加

大阪・関西万博会場の西側でメタンガスが。安全に十分注意すべきだが、大阪での万博の開催は55年ぶり。学校の参加申込は随時受け付けている。安全確保ができるなら、保護者等と協議の上、方針転換をしてもよいのではと提案。

高槻市バスが労基署の是正勧告を非公表

昨年の6月議会で高槻市バスの運輸主任の朝型サービス残業の分の時間外勤務手当を支給するべきだと指摘。茨木労働基準監督署が、これを労基法違反だと是正勧告したが、高槻市は非公表。今後、違法行為等は必ず公表をと要望。

道路空洞5年で76件高槻も路面下の調査を

高槻市でも令和2年に道路陥没で重傷事故が。また、過去5年間で76件の空洞等も見つかっている。東京都目黒区では、主要道路は5年間で全てを調査し、生活道路は修繕工事の際に周辺を調査。高槻市も同様に調査してはと提案。

高槻市でも残骨灰の有価物を売却

令和7年度には残骨灰が残骨灰の容量を超過する見込み。残骨灰を「残骨」「有害物質」「有価物」に分類し、「有価物」は入札で売却。ご遺族の方などからお叱りを受ける可能性もあるので、市民の皆さんへしっかりした説明をと要望。

その他の質問

【学校で配布したチラシ 1年間は現物の保管を】高槻市の小中学校では、児童生徒への配布依頼があったチラシは、校長が一瞥して配布の可否を判断しているとのこと。しかし一瞥では容易に内容を確認できないものも。万が一のトラブルの解決のため、チラシの現物を1年間は保管し、事業者の住所・代表者等は記録するよう要望。

登記もなく所有者も不明な公民館に補助金

建物の登記がなく、市も所有者を把握していない公民館等が。市の財産区から維持管理のための補助金が交付されているが、所有者が不明なら使用の契約もできないはず。国の見解からも違法。適法なものにするよう指摘と要望。

教師が盗撮→校長教頭へ報告するよう指導を

先日盗撮事件が。2年前の事件も犯人は盗撮現場のすぐ近くの教員。にもかかわらず、高槻市は不審物を発見したらすぐに近くの教員に報告するよう指導している。校長教頭等への直接報告や防犯カメラのトイレ前の設置等を要望。

リチウムイオン電池の回収は高槻市も至急に

今年の4月に環境省はリチウムイオン電池による火災等が相次いでいるため、家庭から出されるものを、市区町村が回収するよう通知。高槻市は対応を検討しているというが、豊中市や茨木市と比べ遅れている。至急の対応を要望。

ネットでの公示送達個人情報に配慮を

ネットでの公示送達で債権回収率の大幅な増加という市民全体の利益が、債務者のプライバシーの保護を上回るのであれば実施してもよいが、そうでないなら、いたづらに債務者の個人情報をデジタルタトゥーにするだけと指摘。

その他の質問

【指定管理者の経営効率化は市民への還元あってこそ】指定管理者が自主的な経営努力をできるようにするというが、それによる利益のある程度の割合は、市民へ還元されるべき。料金を安くするのか、サービスを良くするのか、いずれにせよ目に見える形で行うよう要望。機器やシステムの所有権については慎重に検討をと要望。

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号 10

会 派 名	無所属	令和7年9月5日 発行
		令和7年度
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 広報費

下 記 の 金 額 を 支 出 す る 。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額	¥	3	4	8	1	5	6

ただし

市政報告ポスティング代

備 考

・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）
円

支払い額 按分率
円 × / = 円

・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名（

10

振込先 ・リソナ銀行 茨木西支店 普通 2113247
・三菱UFJ銀行 茨木西支店 普通 4599792
・京都信用金庫 茨木支店 普通 0001704

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

10

領 収 証 2025 年 9 月 5 日 No. 007310

北 岡 隆 浩 様

¥348,156-

但し 8/29 中政報告チラシ 郵印代
上記の金額正に領収いたしました

10%対象	316,506 円
内消費税	31,650 円
登録番号	T1120901001744



現金	
内 小切手	
振込	✓
手形	
その他	



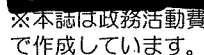
日本ポスティング協同組合加盟
近畿ポスティング協同組合加盟

株式会社 **バンセイ**

〒567-0041 大阪府茨木市下穂積1丁目8番7号
TEL 072-621-9811代 FAX 072-621-9814
URL <http://www.vansei.com>

係 印





背景は芥川城跡（三好山）からの風景です。

【市政報告会】10月13日(月・祝)15時から総合センター3階の生涯学習センター・第3会議室にて。感染症の状況等によっては制限や中止をする可能性もあります。ご了承下さい。参加をご希望の方は、必ず事前にご連絡下さい。

令和6年9月議会～令和7年6月議会での私の質問からピックアップ。裏面もご覧下さい。

接触したのなら、少なくとも接触した方は、信者だと分かっていたはずですが。信者だと指摘されているのに講師を依頼し続けるというのは、行政として異常だと思います。旧統一教会のことが社会的に大きな問題となって、政府も解散命令請求をしているのに、高槻市は、信者の方に高槻市主催の講座やセミナーの講師をさせていたと。これでは高槻市と旧統一教会とは、深い関係にあると言われても仕方がないんじゃないでしょうか。濱田市長が議会で答弁されたということは、事情を全て知った上で答弁をされたのだと思います。濱田市長には、大いに責任があると考えております。

高槻市将棋のまち推進 条例で固定資産税免除

条例案に謳う「将棋文化」とは何か市は具体的に答弁できず。関西将棋会館が高槻市に来るのは反対ではないが、様々な厚遇の多くはやり過ぎで特にこの条例による固定資産税等の免除は違憲・違法だと考えるので反対だと表明。

葬儀の参列は公務？ 市長が公用車を常用

市長や副市長の公用車の使用目的や行き先はまったく記録をとっていない。公用車で出かけたまま連絡が取れなくなったらどうするのか。市長等の安全管理上も高槻市の危機管理上も、行き先を公文書に記録すべきと要望。

濱田市長への贈答品 ガンバと棋士からも

ガンバ大阪からユニフォームの提供を受けたというが、以前ガンバが市議に観戦チケットを配布したことは政治資金規正法に抵触する恐れと指摘された。棋士からの色紙は、日本将棋連盟に税免除等するのだから不適切ではと指摘。

高槻市80周年記念の ステージで在日米軍？

昨年の高槻ジャズストリート「高槻市市制施行80周年記念ステージ」の最初の出演ミュージシャンは在日米陸軍軍楽隊。高槻市の80年とアメリカ軍とは、どういう関係があるのか。政治的意図がなかったのか調査をと要望。

その他の質問

【犯罪被害者等支援条例 やっと高槻市でも制定】相談の窓口の設置のほか、遺族見舞金が50万円、重傷病見舞金と性犯罪被害見舞金各30万円。民間支援団体と連携・協力。条例の制定は大きな前進だと評価するが、先進自治体の事例を参考にさらに効果的な支援をと要望。

豊中市では朝7時から 小学校で児童を見守り

児童が学校に到着しても午前8時まで入れないことも。豊中市では7時に学校の校門を開け児童を体育館などで見守る事業を開始。高槻市でも午前7時に学校の校門を開けて、見守り員を配置し、児童を体育館などで見守るよう要望。

PTA から学校への寄付 は寄附採納の手続きを

PTAからの学校へ寄附・寄贈された備品等に関して、教育委員会で把握していないものが多い。寄附採納の手続きがされていないものによって事故が起きたらPTAの責任になるのか。手続きについて各学校に周知徹底をと要望。

市バス運転士の採用は 京都市バスと同等に

高槻市バスの運転士は、まず会計年度任用職員（非常勤職員）として3年以上在職しなければ、正規職員への登用の試験を受けることができない。すぐに正規職員として採用する京都市営バスと同じ採用条件にするよう提案。

安満遺跡公園東止まり バス1便の乗客は3人

土日祝のJR高槻～安満遺跡公園東の乗降客が1便平均3人というのは市長肝煎りの路線としては非常に少ない。平均3人はイベント時の乗客も含めた数字なので、この便は廃止し、イベントのときだけ臨時便を出すべきと提案。

その他の質問

【「信長の野望 出陣」の芥川城で三好長慶が】スマートフォンのGPS機能を使ったゲーム「信長の野望 出陣」で、SSR三好長慶がゲットできるスポットが高槻市立しろあと歴史館に。しろあと歴史館では三好長慶に関する常設展示が開始されたのに、歴史館のサイトが昨年3月から更新されていない。更新状況等の確認をと要望。

いじめで摂食障害に 重大事態として調査を

11月29日に記者会見のあったいじめの事案。被害生徒は中学2年時にいじめで摂食障害等が悪化。学校側からはいじめに気付かなかったと謝罪があったが、教育委員会は「重大事態」として調査しない。実効性ある取組を要望。

リチウムイオン電池は 高槻市役所でも回収を

リチウムイオン電池が原因の市ゴミ収集車両の火災は5年で10件。茨木市や豊中市では、膨張したリチウムイオン電池を回収している。事業者が回収しないものについては、火災予防のためにも、行政が引き受けるべきだと要望。

制服を労働時間外に 着替えさせる違法行為

高槻市営バスの緑が丘営業所に、退勤時間までは勤務時間なので私服に着替えてはならないとの掲示が。着替えの時間は判例で勤務時間に含まれるとされており、掲示の内容は違法。訂正と謝罪、着替えの時間の賃金の支払いを要望。

防寒着の規則は生徒の 健康等を鑑み適切に

中学校では防寒着の着用について学校ごとに別々のルールが定められているようだが、何よりも子ども達の健康が最優先。画一的な指導ではなく、最近の気候の変化や、個々の状況を見て、適切なきまりを定め、対応をと要望。

その他の質問

【戦国時代の墓石の存在を将棋振興のため消去？】江戸時代後期の将棋の駒は盛んに宣伝するのに、芥川城跡から出土した戦国時代の墓石のことは、市のHPに何一つ載せず、展示もしなくなったのは不自然。将棋振興のために、墓石の存在を、意図的に消し去っているのではと指摘。

大阪・関西万博への 学校行事での参加

大阪・関西万博会場の西側でメタンガスが。安全に十分注意すべきだが、大阪での万博の開催は55年ぶり。学校の参加申込は随時受け付けている。安全確保ができるなら、保護者等と協議の上、方針転換をしてもよいのではと提案。

高槻市バスが労基署の 是正勧告を非公表

昨年の6月議会で高槻市バスの運輸主任の朝型サービス残業の分の時間外勤務手当を支給するべきだと指摘。茨木労働基準監督署が、これを労基法違反だと是正勧告したが、高槻市は非公表。今後、違法行為等は必ず公表をと要望。

道路空洞5年で76件 高槻も路面下の調査を

高槻市でも令和2年に道路陥没で重傷事故が。また、過去5年間で76件の空洞等も見つかっている。東京都目黒区では、主要道路は5年間で全てを調査し、生活道路は修繕工事の際に周辺を調査。高槻市も同様に調査してはと提案。

高槻市でも残骨灰の 有価物を売却

令和7年度には残骨灰が残骨塚の容量を超過する見込み。残骨灰を「残骨」「有害物質」「有価物」に分類し、「有価物」は入札で売却。ご遺族の方などからお叱りを受ける可能性もあるので、市民の皆さんへしっかりした説明をと要望。

その他の質問

【学校で配布したチラシ 1年間は現物の保管を】高槻市の小中学校では、児童生徒への配布依頼があったチラシは、校長が一瞥して配布の可否を判断しているとのこと。しかし一瞥では容易に内容を確認できないものも。万が一のトラブルの解決のため、チラシの現物を1年間は保管し、事業者の住所・代表者等は記録するよう要望。

登記もなく所有者も 不明な公民館に補助金

建物の登記がなく、市も所有者を把握していない公民館等が。市の財産区から維持管理のための補助金が交付されているが、所有者が不明なら使用の契約もできないはず。国の見解からも違法。適法なものにするよう指摘と要望。

教師が盗撮→校長教頭 へ報告するよう指導を

先日盗撮事件が。2年前の事件も犯人は盗撮現場のすぐ近くの教員。にもかかわらず、高槻市は不審物を発見したらすぐに近くの教員に報告するよう指導している。校長教頭等への直接報告や防犯カメラのトイレ前の設置等を要望。

リチウムイオン電池の 回収は高槻市も至急に

今年の4月に環境省はリチウムイオン電池による火災等が相次いでいるため、家庭から出されるものを、市区町村が回収するよう通知。高槻市は対応を検討しているというが、豊中市や茨木市と比べ遅れている。至急の対応を要望。

ネットでの公示送達 個人情報に配慮を

ネットでの公示送達で債権回収率の大幅な増加という市民全体の利益が、債務者のプライバシーの保護を上回るのであれば実施してもよいが、そうでないなら、いたづらに債務者の個人情報をデジタルタトゥーにするだけと指摘。

その他の質問

【指定管理者の経営効率化は市民への還元あってこそ】指定管理者が自主的な経営努力をできるようにするというが、それによる利益のある程度の割合は、市民へ還元されるべき。料金を安くするのか、サービスを良くするのか、いずれにせよ目に見える形で行うよう要望。機器やシステムの所有権については慎重に検討をと要望。

政 務 活 動 費 支 出 書

		支出書番号	11					
会 派 名	無所属	令和7年9月30日 発行						
		令和7年度						
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 資料購入及び作成費						
下 記 の 金 額 を 支 出 す る 。								
		百	拾	万	千	百	拾	円
金 額					¥	2	8	0
ただし								
コピー代（9月分）								
備 考								
・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額） 円								
支払い額 按分率 円 × / = 円								
・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。 ・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。 図書名（								

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

//

領 収 書

高槻市出納員
法務かハナズ室長
高槻市桃園町二番一号
電話 072-674-7322

2025-09-26 15:18
007547

28 点	@10
コピー代金	¥280
合計	¥2,000
お預り	¥1,000
お釣	¥720

情報公開のため

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号

12

会 派 名	無所属	令和7年10月8日 発行
		令和7年度
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 資料購入及び作成費

下 記 の 金 額 を 支 出 す る。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額			¥	2	8	7	5

ただし
コピー代（7～9月分）

備 考

・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）

円

支払い額 按分率

円 × / = 円

・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名（

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

/2

納入通知書

高槻市

納付者住所・氏名

〒

北岡 隆浩

様

年度

主

管

課

7

議会事務局

調定番号

109471

会計

予算
区分

款

項

目

節

細節

細々節

01

1

90

95

95

95

95

00

節 雑入

細節 雑入

細々節

摘 要 コピー代 (7~9月分)

金額

2,875 円

納 期 限

令和 7年10月31日

上記のとおり納付してください。

令和 7年10月 2日

高 槻 市 長



領 収 書

上記の金額を領収しました。

高槻市指定金融機関

高槻市指定代理金融機関

高槻市収納代理金融機関

領収日付印

7. 10. 8



(納付者用)

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号

14

会 派 名	無所属	令和7年11月21日 発行
		令和7年度
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 資料購入及び作成費

下 記 の 金 額 を 支 出 す る。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額			¥	1	5	0	0

ただし

コピー代（11月分）

備 考

・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）

円

支払い額

按分率

円 × / =

円

・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名（

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

14

領 収 書

高槻市出納員
法務かハナソ室長
高槻市桃園町二番一号
電話 072-674-7322

2025-11-21 15:26
007780

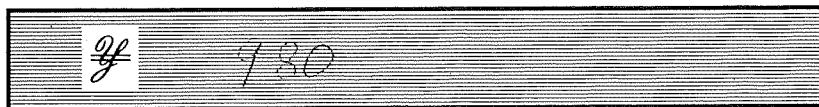
52 点 @10
コピー代金 ¥520
合計 ¥520
お預り約 ¥9,020
お釣 ¥8,500

情報公開のため

No. 084266

領収証・払戻証明書

北岡 隆浩 様 令和7年 11月 21日



- 但し コピー代とい
- ☒ 上記の通り領収致しました。
☐ 上記の通り払い戻し致しました。

課税対象内訳			
①税率	%	②税込金額	円
		③うち消費税等額	円
①税率	%	②税込金額	円
		③うち消費税等額	円

高槻市芝生町四丁目3番1号
高槻市企業管理者
登録番号:T1800020001094
取扱者



・「③うち消費税等額」の算出式…②税込金額×①税率/(①税率+100)
*ただし、小数点以下の端数については、切捨
例:1ヵ月定期9,240円(税込:10%)の場合 9,240円×10/(10+100)=840円

(印紙税法第五条ニヨリ印紙貼付不要)

3×50×50(タ)

◎金額訂正のもの及び領収印の無いものは無効とする

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号

15

会 派 名	無所属	令和7年12月25日 発行
		令和7年度
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 資料購入及び作成費

下 記 の 金 額 を 支 出 す る。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額		¥	1	1	6	6	0

ただし

コピー代（12月分）

備 考

・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）

円

支払い額

按分率

円

×

／

＝

円

・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名（

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

15

領 収 書

高槻市出納員
法務かハナズ室長
高槻市桃園町二番一号
電話 072-674-7322

2025-12-25 17:01
007937

1166 点	@10
コピー代金	¥11,660
合計	¥11,660
お預り	¥11,700
お釣	¥40

情報公開のため

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号

16

会 派 名	無所属	令和8年1月8日 発行
		令和7年度
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 資料購入及び作成費

下 記 の 金 額 を 支 出 す る。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額			¥	1	0	5	5

ただし

コピー代（10～12月分）

備 考

・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）

円

支払い額

按分率

円 × / =

円

・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名（

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

16

納入通知書

高槻市

納付者住所・氏名

〒

北岡 隆浩

様

年度 主 管 課

7 議会事務局

調定番号 113232

会計	予算 区分	款	項	目	節	細節	細々節
01	1	90	95	95	95	95	00

節 雑入

細節 雑入

細々節

摘 要 コピー代 (10~12月分)

金額 1,055 円

納 期 限 令和 8年 1月30日

上記のとおり納付してください。

令和 8年 1月 5日

高 槻 市 長

領 収 書

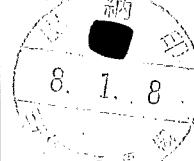
上記の金額を領収しました。

高槻市指定金融機関

高槻市指定代理金融機関

高槻市収納代理金融機関

領収日付印



(納付者用)

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号 18

会 派 名	無所属	令和8年1月31日 発行																
		令和7年度																
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 資料購入及び作成費																
下 記 の 金 額 を 支 出 す る 。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>百</td> <td>拾</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>拾</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>¥</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </table> ただし コピー代（1月分）				百	拾	万	千	百	拾	円	金 額		¥	1	3	5	3	0
	百	拾	万	千	百	拾	円											
金 額		¥	1	3	5	3	0											
備 考 ・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額） 円 支払い額 按分率 円 × / = 円																		
・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。 ・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。 図書名（																		

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

18

領 収 書

高槻市出納員
法務かハナズ室長
高槻市桃園町二番一号
電話 072-674-7322

2026-01-29 13:57
008061

52 点	@10
コピー代金	¥520
合計	¥520
お預り	¥0

領 収 書

高槻市出納員
法務かハナズ室長
高槻市桃園町二番一号
電話 072-674-7322

2025-08-18 09:56
007372

1301 点	@10
コピー代金	¥13,010
合計	¥13,010
お預り	¥0

※ 情報公開のため

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号

19

会 派 名	無所属	令和8年2月8日 発行
		令和7年度
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 研修会・会議費

下 記 の 金 額 を 支 出 す る。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額		¥	3	0	0	0	0

ただし

研修会受講代

備 考

・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）

円

支払い額

按分率

円 × / =

円

・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名（

北岡隆浩

様



¥30,000

但 2026/2/8(日)10時～柴田講師【京都】役所の中から見た地域福祉のリアル
2026/2/8(日)13時半～柴田講師【京都】介護保険と地域包括ケアを動かす仕組み

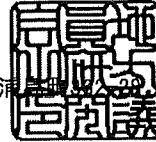
研修会受講代として
上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒221-0042

神奈川県横浜市神奈川区横浜町 32-28

TEL 050-1089-9835



様式第11号（その1）

出張実施簿（管外）

令和 8年 2月28日

高槻市議会議長 様

議員名 北岡隆浩



下記のとおり出張したので報告します。

出張の期間	令和 8年 2月 8日（日）		
出張先	京都府京都市南区・京都JAビル		
出張の目的	☒ 研修会・会議 視 察 ☐ 調 査 その他（ ） *いずれかに○を付けてください。また、その他の場合は、その内容を記入してください。		
旅 費 額	交 通 費	宿 泊 料	合 計 額
	0 円	0 円	0 円
参加費等その他必要な経費	3 0 0 0 0 円		
費 用 総 額	3 0 0 0 0 円		

* 参考となる書類があれば、添付して下さい。

様式第 8 号

出張報告書

令和 8 年 2 月 28 日

高槻市議会議長 様

議員名 北 岡 隆 浩



(又は会派名及び代表者名)

下記のとおり出張したので報告します。

出張の実施日	令和 8 年 2 月 8 日 (日)
出張先	京都府京都市南区・京都 J A ビル
出張の目的	研修会・会議 視 察 調 査その他 () *いずれかに○を付けてください。また、その他の場合は、その内容を記入してください。
出張の概要	「元市職員が明かす！議員には見えない福祉行政の裏側～制度と現場・議会と行政をつなぐヒント～」と題し、午前10時から午後0時30分までは「役所の中から見えた地域福祉のリアル～議員が知らない“職員の論理”と政策形成の流れ」として、役所内部の意思決定プロセスや担当課と現場職員の本音、住民要望が制度に反映されるまでの道筋、議会質問が職員に与える効果と限界、議員がチェックすべき資料とタイミングについて、午後1時30分から午後4時までは「介護保険と地域包括ケアを動かす仕組み」として、介護保険制度の裏側・給付と負担の均衡をどう見ているのか、包括支援センターの役割と現場の課題、医療・介護・福祉の連携を阻む縦割りの壁、予算要求から事業実施までの流れ、議員が押さえるべき制度の仕組みと現場の実情について、それぞれ学んだ。地域共生社会について、国は「支え手」「受け手」という関係を超えてとしているが、その具体的な内容はと、講師に尋ねたが、国は何らのビジョンも示しておらず、地域の実情に応じて実施すべきとだけしているということであった。

*参考となる書類があれば、添付して下さい。

元市職員が明かす！

議員には見えない 福祉行政の裏側

～制度と現場・議会と役所をつなぐヒント～

2月8日[日] 京都

2月14日[土] 大阪

10:00



12:30

役所の中から見た地域福祉のリアル

～議員が知らない“職員の論理”と政策形成の流れ

- ・なぜ福祉施策は分かりにくいのか？役所内部の意思決定プロセス
- ・担当課と現場職員の本音
- ・住民要望が制度に反映されるまでの道筋
- ・議会質問が職員に与える“効果と限界”
- ・議員がチェックすべき資料とタイミング

13:30



16:00

介護保険と地域包括ケアを動かす仕組み

- ・介護保険制度の裏側：給付と負担の均衡をどう見ているか
- ・包括支援センターの役割と現場の課題
- ・医療・介護・福祉の連携を阻む“縦割りの壁”
- ・予算要求から事業実施までの流れ
- ・議員が押さえるべき“制度の仕組み”と“現場の実情”

柴田 知成
しばた ともなり

元寝屋川市職員

〔略歴〕1973年 大阪府生まれ

2001年 高齢介護室（介護保険）
2006年 高齢介護室係長
2009年 保険事業室（国民健康保険・後期高齢者医療）課長代理
2012年 保険事業室課長
2014年 高齢介護室（介護保険）課長
2018年 高齢介護室長（次長）
2023年 健康部次長兼保健予防課長（保健所）

立命館大学大学院（社会学修士）



① 電話番号、FAX、
メールアドレスが変わりました！

FAX : 050-6875-7448

お申込みはFAXまたはメールにて

お申込み後、一両日中に事務局よりFAXまたはメールにて【受講確認書】を送付いたします。

【受講確認書】に従い、事前に口座へお振込みください。



メール申し込み

chihogiken@h3o.works



FAX申し込み

申込書に必要事項を明記し、
参加される講座をお選びいただき ☑チェックを入れて
FAXで050-6875-7448宛にお送りください。

	京都 2.8 (日)	大阪 2.14 (土)
10:00~12:30 役所の中から見た地域福祉のリアル		
13:30~16:00 介護保険と地域包括ケアを動かす仕組み		

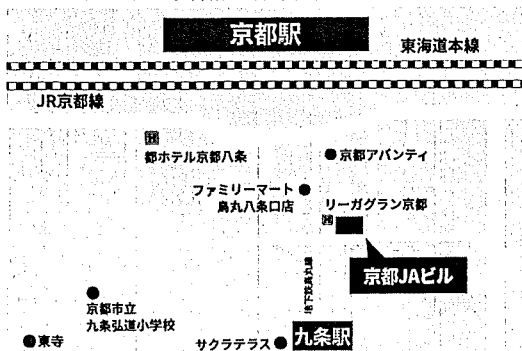
開場時間は午前は9時30分、午後は13時からになります。
お時間前の来場は入室できないことがありますのでご注意ください。

フリガナ お名前	貴議会名 (期目)
電話番号 () -	FAX番号 () -
メールアドレス	
※領収証はセミナー終了後、メールにて送付致します。	
領収書のご宛名	
☐ 当日不参加（資料・USB動画データ 郵送希望） 動画データの無断転載はしないことに同意して申し込みます。 ※定員がございますので、チェックされた方は来場されてもお断りさせていただきます。 必ず欠席される方のみチェックしてください。 ※現場での講演を優先していますので画質、音声の品質は保証いたしかねます。	郵送サービスご希望の方は チェックしてください
郵送先住所 ※郵送ご希望の方は ご記入ください	〒 -

京都

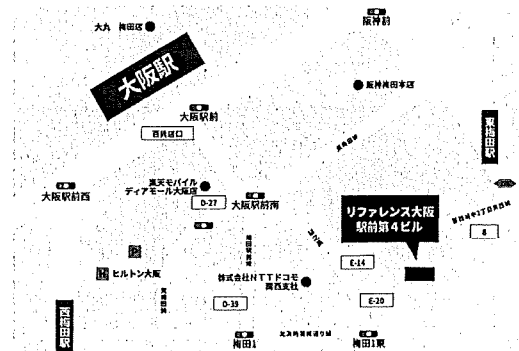
京都JAビル

〒601-8585 京都府京都市南区東九条西山王町1



大阪 リファレンス大阪駅前第4ビル

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目11-4 23階



受講料

1講座15,000円

受講料は【受講確認書】到着後、
事前のお振込みをお願いいたします。

① チェックボックス1つにつき15,000円です。

① キャンセルは7日前までのご連絡を
お願いいたします。

お問合せ 地方議員研究会

TEL 050-1089-9835

FAX 050-6875-7448

メール chihogiken@h3o.works

住所 〒221-0042
神奈川県横浜市神奈川区浦島町362-28



Googleマップ
 JR京都駅 八条東口 徒歩5分
 近鉄京都駅 八条駅 徒歩7分
 市営地下鉄(丸鳥線)京都駅八条口 徒歩7分



Googleマップ
 JR各線 大阪駅 徒歩8分
 阪神梅田駅 徒歩5分

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号 20

会 派 名	無所属	令和8年3月31日 発行
		令和7年度
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 資料購入及び作成費

下 記 の 金 額 を 支 出 す る。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額			¥	1	1	0	0

ただし

コピー代（3月分）

備 考

・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）

円

支払い額

按分率

円 ×

／

＝

円

・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名（

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

20

領 収 書

高槻市出納員
法務がハナズ室長
高槻市桃園町二番一号
電話 072-674-7322

2026-03-18 17:22

008299

110 点	@10
コピー代金	¥1,100
合計	¥1,100
お預り	¥1,100
お釣	¥0

※情報公開のため

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号 21

会 派 名	無所属	令和8年4月13日 発行
		令和7年度
議 員 名	北岡 隆浩	費 目 資料購入及び作成費

下 記 の 金 額 を 支 出 す る。

金 額	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	2	1	4	0

ただし
コピー代（1～3月分）

備 考

・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）
円

支払い額 按分率
円 × / = 円

・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。
図書名（

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

21

納入通知書

高槻市

納付者住所・氏名

〒

北岡 隆浩

様

年度

主

管

課

7

議会事務局

調定番号

117237

会計

予算
区分

款

項

目

節

細節

細々節

01

1

90

95

95

95

95

00

節 雑入

細節 雑入

細々節

摘 要 コピー代 (1~3月分)

金額

2,140 円

納 期 限

令和 8年 4月30日

上記のとおり納付してください。

令和 8年 3月31日

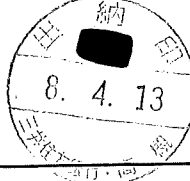
高 槻 市



領 収 書

上記の金額を領収しました。
高槻市指定金融機関
高槻市指定代理金融機関
高槻市収納代理金融機関

領収日付印



(納付者用)